

所定疾患施設療養費算定状況

介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費（Ⅰ）について

- (1) 対象となる入所者様の状態は次の通りです。
 - ・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎 ・慢性心不全の増悪
- (2) 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- (3) 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
- (4) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
- (5) 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- (6) 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）について

- (1) 対象となる入所者様の状態は次の通りです。
 - ・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎 ・慢性心不全の増悪
- (2) 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものとする。
- (3) 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
- (4) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考する。
- (5) 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定はできない。
- (6) 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。
- (7) 当該介護老人保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費Ⅰ《令和7年度算定状況》

診断名／年月		令和7年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
肺炎	人 数	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0					
尿路感染	人 数	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0					
带状疱疹	人 数	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0					
蜂窩織炎	人 数	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0					
慢性腎不全の増悪	人 数	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0					

所定疾患施設療養費Ⅱ

診断名／年月		令和7年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
肺炎	人 数	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0					
尿路感染	人 数	2	2	5	5	4	5	6					
	治療日数	10	8	30	28	21	37	47					
带状疱疹	人 数	0	0	0	0	1	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	5	0	0					
蜂窩織炎	人 数	0	1	0	0	0	1	0					
	治療日数	0	10	0	0	0	7	0					
慢性腎不全の増悪	人 数	0	0	0	0	0	0	0					
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0					

(7月 投薬・検査・注射・処置等内容)

尿路感染症
検尿・採血検査・点滴・内服など